

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部改正（素案）に係る パブリックコメント手続の実施について

1 みらい育成修学資金条例改正の趣旨

みらい育成修学資金条例においては、市内医療機関及び福祉事業所における看護師等の人材確保を目的とした「看護師等修学資金貸付制度」並びに市内私立保育園等における人材確保を目的とした「保育士等修学資金貸付制度」を実施しています。

この2つの制度においては、修学資金の貸付を受けた方が、貸付期間と同期間、市内の対象施設で勤務した場合に貸付金の返還を免除しています。

市内の介護事業所における人材不足は慢性的な課題となっていることから、人材確保に向けた施策として、介護福祉士等の資格取得に向け「修学する」又は「修学している」学生に対し修学資金の貸付を行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を新たに加えるため、必要な条例改正を行うものです。

また、既存の「育英資金貸付制度」について、より充実した使いやすい制度とするため、他の奨学金制度を参考に貸付区分及び額等の改正を行うものです。

2 市内介護事業所における介護職員の現状

令和3年9月時点における入所系施設の職員不足は89名、また、通所系施設は56名であり、合計で145名の職員が不足しています。

※介護福祉士が必要な入所系施設は14施設、53名となっています。

また、通所系施設よりも多くの介護福祉士を必要とする、入所系施設での介護福祉士の採用状況を見ると、令和4年4月の採用者は5名という状況にあります。

3 介護福祉士及び社会福祉士について

(1) 介護福祉士

介護の専門的な知識や技術を持ち、介護が必要な状態の方に対し、心身の状況に応じた介護を行うとともに、その介護者に対しても介護に関する助言や指導を行うことができる国家資格。

(2) 社会福祉士

子どもから高齢者まで、幅広い対象について専門的知識及び技術をもって心身の障がいや環境上の理由により日常生活を営むことが困難な方の福祉に関する相談に応じ、助言や指導を行う。また、福祉サービスや保健医療サービスの提供者等との連携及び調整を行うことができる国家資格。

介護福祉士及び社会福祉士ともに介護事業所において質の高い介護サービスを円滑に提供するために必要な有資格者です。

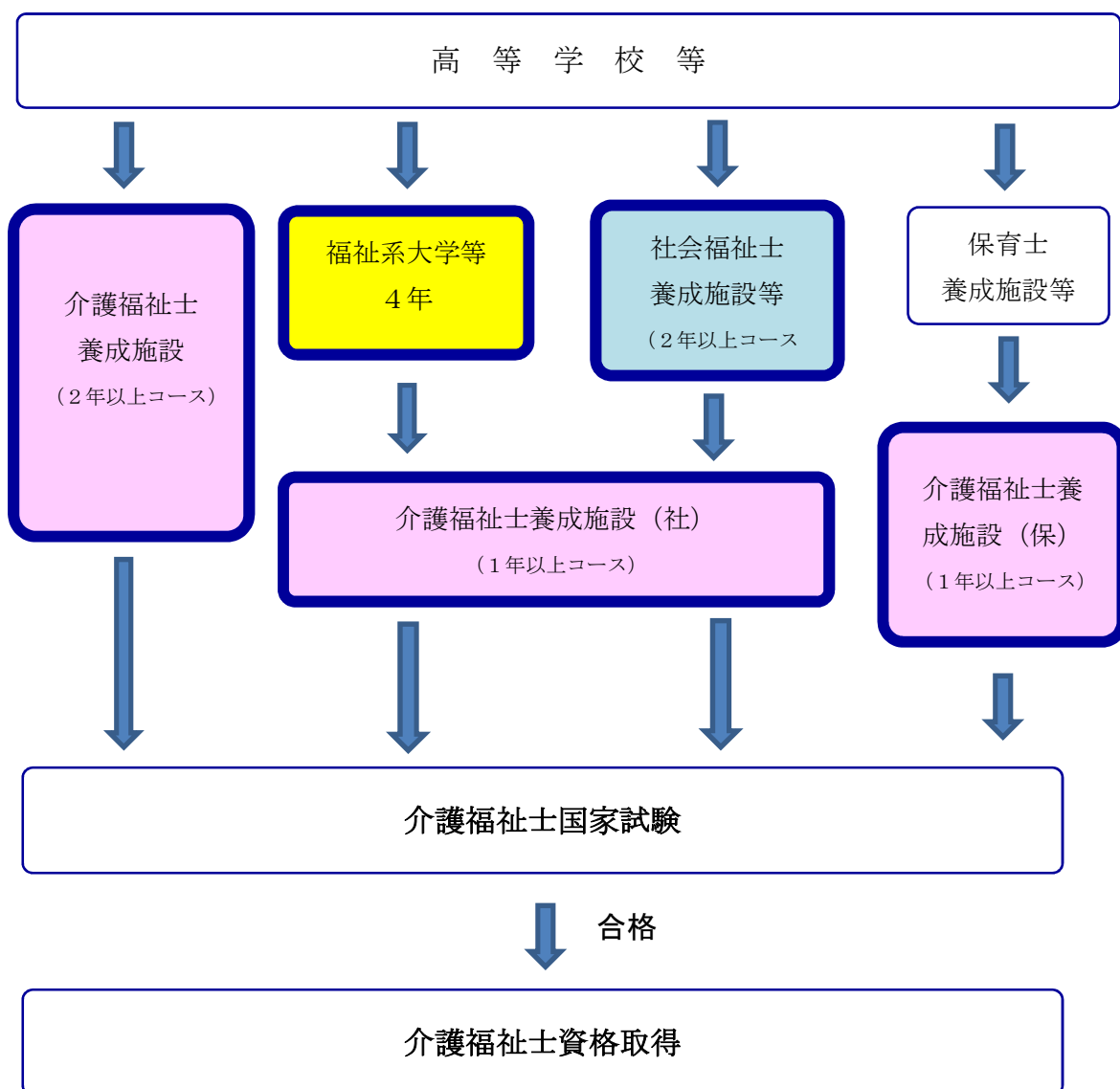
4 修学資金貸付対象資格の選定について

介護福祉士又は社会福祉士は市内の介護事業所14施設において53名が不足しています。介護福祉士及び社会福祉士は介護事業所において質の高い介護サービスを円滑に提供するために必要な人材であり、また、介護事業所を利用する方にとっても良質な介護サービスを受用することができます。さらに、介護事業所は両資格者を配置することで、介護給付費請求書を国保連合会へ請求する際に点数の加算も行うことができます。

このように介護事業者及び利用者にとって両資格者は重要な存在であることから、修学資金貸付対象資格に選定したものです。

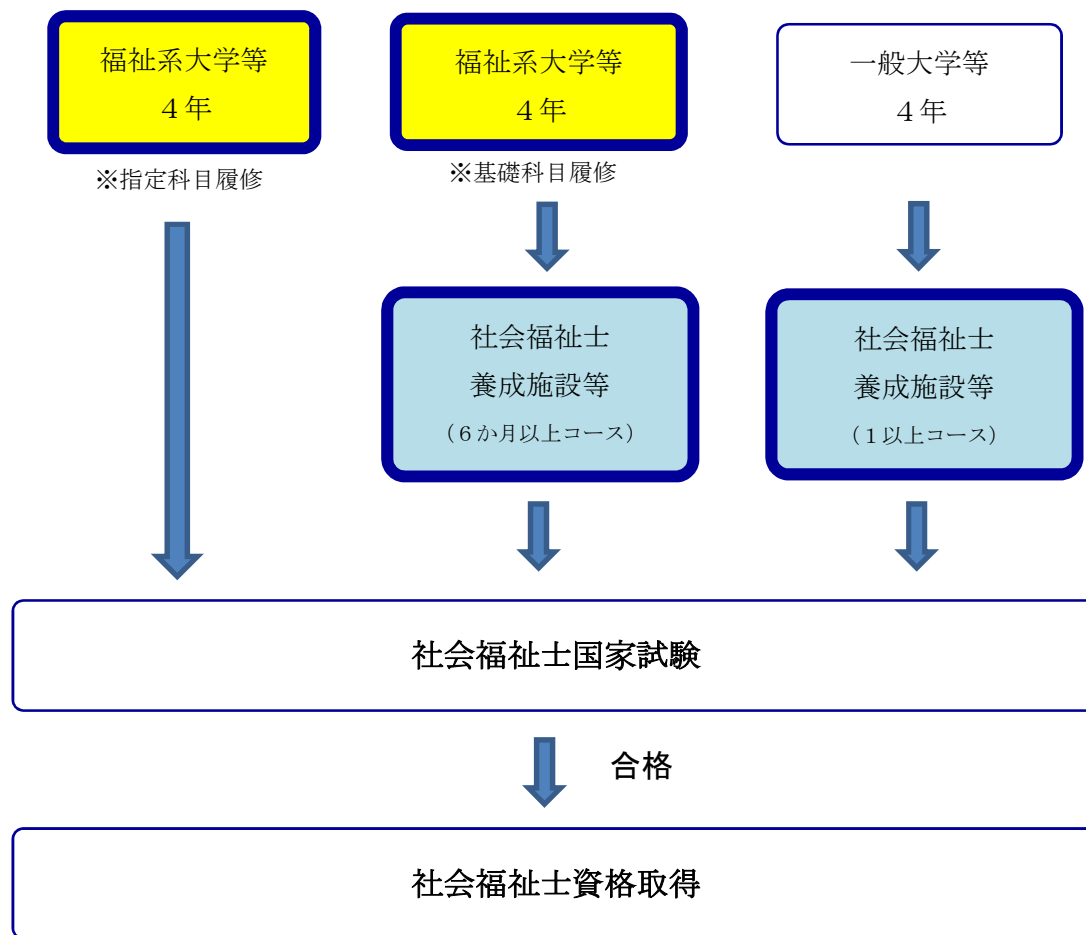
5 介護福祉士及び社会福祉士資格の取得方法について

(1) 介護福祉士資格取得ルート



- ※赤 : 介護福祉士を養成する専門学校等
- 黄色 : 福祉専攻の大学
- 青 : 社会福祉士を養成する専門学校等

(2) 社会福祉士資格取得ルート



※介護福祉士等修学資金の貸付については、上記(1)(2)資格取得ルートのうち、太枠・着色部分の学校又は養成施設に進学する又は進学している学生を対象とするものです。

6 介護福祉士等養成学校における必要経費について

専門学校及び福祉系大学にかかる一般的な経費は下記のとおりとなっています。

○専門学校（2年間）

	A 専門学校	B 専門学校	修学資金貸付金額（最高額）
入 学 金	310,000 円	150,000 円	400,000 円
前期授業料等	466,000 円	565,000 円	1,260,000 円 50,000 円×12 月=600,000 円
後期授業料等	342,000 円	355,000 円	生活費 55,000 円×12 月=660,000 円
合計（1 年目）	1,118,000 円	1,070,000 円	1,660,000 円
2 年目以降授業料 （前期・後期）	989,000 円	920,000 円	1,260,000 円 50,000 円×12 月=600,000 円 生活費 55,000 円×12 月=660,000 円
総 合 計	2,107,000 円	1,990,000 円	2,920,000 円

○福祉系大学（4年間）

	A 大学	B 大学	修学資金貸付金額（最高額）
入 学 金	297,000 円	200,000 円	400,000 円
前期授業料等	368,000 円	563,000 円	1,260,000 円 50,000 円×12 月=600,000 円
後期授業料等	368,000 円	563,000 円	生活費 55,000 円×12 月=660,000 円
合計（1 年目）	1,033,000 円	1,326,000 円	1,660,000 円
2 年目以降授業料 （3 年間）	2,148,000 円	3,378,000 円	3,780,000 円 50,000 円×12 月×3 年=1,800,000 円 生活費 55,000 円×12 月×3 年=1,980,000 円
総 合 計	3,181,000 円	4,704,000 円	5,440,000 円

7 介護福祉士等修学資金貸付金額について

前述した専門学校及び福祉系大学における経費並びに福島県介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付金額等を踏まえ、下記のとおりとします。

○授業料相当の資金・・・・・・・・月額50,000円以内

① 50,000 円×12 月=600,000 円以内/年

○生活費相当の資金・・・・・・・・月額55,000円以内

② 55,000 円×12 月=660,000 円以内/年

○入学資金・・・・・・・・初回400,000円以内

③ 400,000 円以内/年

○1 年目・・・・・・・・①+②+③=1,660,000 円以内/人・年

○2 年目以降・・・・・・・・①+② =1,260,000 円以内/人・年

8 介護福祉士等修学資金貸付期間について

介護福祉士等修学資金の貸付期間については、貸付の契約に定めた日から養成学校の正規の修学期間を終了する日までとします。

9 貸付金の返還免除について

介護福祉士等修学資金の貸付を受けた方が、養成学校卒業後、直ちに介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、その後直ちに修学資金の貸付を受けた期間と同期間、市内の福祉事業所で介護福祉士等の業務に従事した場合は、貸付金の返還を免除とします。

10 育英資金貸付制度改正の概要について

【趣 旨】

みらい育成修学資金条例のうち「育英資金貸付制度」については、旧小高町・旧鹿島町・旧原町市において行われていた奨学資金貸付のうち、貸付月額が最高であった旧小高町の額に合わせて制度化し、現在に至っています。

今般、「介護福祉士等修学資金貸付制度」を追加するための条例改正を行うと同時に、育英資金貸付制度についても見直しを行い、より充実した使いやすい制度とするため、貸付区分、貸付額及び返還期間の改正を行うものです。

【本市の育英資金貸付制度の現状と奨学金制度利用にかかる分析】

本市の育英資金貸付制度にかかる直近3年間の新規貸付件数は下記のとおりとなっております。毎年度、募集枠を下回っています。

一方、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」）が令和2年度に行った学生生活調査結果では、調査時点（令和2年11月）における最近1年間に「日本学生支援機構」と「日本学生機構以外の奨学金」のいずれかまたは両方を受給した大学生（昼間部）の割合は49.6%となっています。

福島県が行った令和3年度学校基本統計結果によると、本市においては、令和3年3月に高等学校を卒業した403人のうち39.2%にあたる158人が大学または短期大学に進学しています。

仮に日本学生支援機構の調査結果を本市の上記進学者数にあてはめると、約78人が何らかの奨学金を受給していると推察され、奨学金制度については本市内でも一定のニーズがあると考えられます。

【南相馬市育英資金貸付制度にかかる新規貸付件数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学（医師及び獣医師）	0（2）	0（2）	0（2）
大学又は短期大学	9（19）	7（15）	8（15）
高等専門学校又は専修学校	1（3）	0（4）	0（4）
高等学校	1（1）	0（3）	0（3）
合 計	11（25）	7（24）	8（24）

※（ ）は募集枠

※令和4年度については6月1日時点の件数

【育英資金貸付制度の改正について】

奨学金制度の実施団体としては、公益団体、学校、営利法人、個人等があり、特色や審査基準も異なるため、学生はそこから自分に合った制度を選び、申請することとなります。

本市の育英資金貸付制度についても、他の奨学金制度と比べ遜色がない制度に改正することにより、制度の目的である「教育の機会均等」のための支援を充実させるものです。

【改正概要】

(1) 貸付区分と額の見直し

① 大学にかかる貸付区分の一本化と貸付額の増額

日本学生支援機構の第一種奨学金（無利息）の貸付区分「私立大学／自宅外通学」にかかる最高月額（64,000円）に準じた貸付月額とします。

② 専攻によっては授業料が高額なことや、県内他市の貸与額を考慮し、「高等専門学校又は専修学校」の貸付月額を増額します（「月額35,000円」から「月額40,000円以内」）。

③ 入学金、学校指定のパソコンや教材の購入等、入学時の一時費用として、新たに「入学資金」の区分を設けます。

なお、区分毎の貸付額を上限として、被貸与者の希望額を貸付することとします。

改正後		改正前	
区分	貸付額	区分	貸付額
① 統合 増額	大学又は 短期大学	大学（医師及び 獣医師）	月額60,000円
		月額64,000円 以内	大学又は短期 大学
② 増額	高等専門学校 又は専修学校	高等専門学校 又は専修学校	月額35,000円
		月額40,000円 以内	
③ 新設	高等学校	高等学校	月額18,000円
	入学資金 (高等学校を除く)		400,000円 以内

(2) 返還期間の見直し

貸付月額を増額に伴い1月あたりの返還金額も増額となることから、返還期間を最長18年間まで延長することを可能とします。

	改正後	改正前
原則	貸付期間の3倍の期間	貸付期間の3倍の期間
最長	18年	15年

※育英資金貸付金返還月額シミュレーション※

改正前 大学／月額48,000円を4年間(48月)貸付の場合
 $2,304,000\text{円 (貸付総額)} \div 144\text{月 (48月} \times 3) = 16,000\text{円}$

改正後 大学／月額64,000円を4年間(48月)貸付の場合
 $3,072,000\text{円 (貸付総額)} \div 144\text{月 (48月} \times 3) \div 21,333\text{円}$

18年間で返還の場合
 $3,072,000\text{円 (貸付総額)} \div 216\text{月 (18年} \times 12) \div 14,222\text{円}$

※改正後の貸付区分「入学資金」を貸付の場合は貸付総額に入学資金額を加え、返還月数で除した額が返還月額となります。

※希望により返還期間を短縮、又は月額を増額しての返還も可能。

【参考資料】

1 大学等入学金及び授業料（例）※各学校HPから

（単位：円）

	国公立	私立			専修学校	高等専門学校
	東北大学	東北学院大学	東京工科大学	桜の聖母短期大学	日本工学院	仙台高等専門学校
	学部学生	文学部	工学部	キャリア教養学科	ゲーム クリエイター科	全学科
入学金	282,000	270,000	250,000	290,000	200,000	84,600
授業料※年額	535,800	780,000	1,376,000	690,000	1,200,000	234,600
計	817,800	1,050,000	1,626,000	980,000	1,400,000	319,200

上記の他にかかる経費

例) 学校指定のパソコン・タブレット、教材費、施設設備費、教育充実費、学生会費等

2 日本学生支援機構 貸与型奨学金一覧

		大学				短期大学・専修学校（専門課程）				
		国公立		私立		国公立		私立		
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第一種 奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	
	以外の月額				50,000円				50,000円	
		最高月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
第二種奨学金		20,000円～120,000円（10,000円単位）								
入学時特別増額貸与奨学金		100,000円～500,000円（100,000円単位）								

出展：「給付貸与奨学金早わかりガイド」（日本学生支援機構）から抜粋

第一種奨学金＝無利息

3 県内各市の修学資金貸付制度一覧（各市例規集及び聞き取り結果） ※現行の貸付制度がある市のみ掲載

令和4年6月1日現在

	伊達市	本宮市	田村市	白河市	会津若松市	喜多方市	相馬市	いわき市
国立高校	10,000円/月	遠藤輝雄奨学金	高校/自宅	高校・高専 30,000円/月	板橋好雄奨学金	高校 30,000円/月	高校 15,000円/月	高校・専修（高等課程） 20,000円/月
私立高校	私立高校	大学・短大 国立 35,000円/月 私立 40,000円/月	高校/自宅外	専修 40,000円/月	大学 500,000円	高専・専修 40,000円/月	高専・大学・テクノアカデミー浜 初年度： 上限1,500,000円 2年度以降： 上限1,000,000円	高専 29,000円/月
高専	高専	高専・専修（専門）	専修学校・各種学校・高専・短大/自宅	大学 50,000円/月		大学 50,000円/月	大学・専修（専門課程） 40,000円/月	
20,000円/月			20,000円/月					
国立大学・短大	国立大学・短大	35,000円/月	専修学校・各種学校・高専・短大/自宅外	入学一時金 医師・歯科医師等 1,000,000円以内 その他 700,000円以内				
40,000円/月		高校・専修（高等）	40,000円/月					
私立大学・短大	私立大学・短大	公立	大学/自宅					
60,000円/月		15,000円/月	30,000円/月					
専修（高等課程）	専修（高等課程）	市立	大学/自宅外					
20,000円/月		18,000円/月	50,000円/月					
専修（専門課程）	専修（専門課程）							
40,000円/月								
貸付区分及び額								

1 1 条例改正の施行年月日

条例改正について9月議会に上程、議決後、介護福祉士等修学資金貸付改正については公布の日から施行とします。

また、育英資金貸付制度にかかる改正については、令和5年4月1日施行とします。

(ただし、育英資金貸付制度にかかる募集、その他貸付けのために必要な準備行為は、令和4年度内に行います。)

1 2 条例改正に向けた今後の主なスケジュール(予定)

時 期	内 容
令和4年6月24日(金)～7月13日(水)	パブリックコメント
7月26日(火)	8月定例企画調整会議
8月4日(木)	8月定例庁議
8月19日(金)	教育委員会定例会
9月	市議会定例会への上程
議決後	介護福祉士等修学資金貸付の改正(施行)
令和5年4月1日	育英資金の改正(施行)

1 3 その他

(1) みらい育成修学資金条例附則への対応について

① 同附則において「市長は、令和4年度までに、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととしており、今回の「介護福祉士等修学資金貸付制度」の新設のほか、既存の「看護師等修学資金貸付制度」及び「保育士等修学資金貸付制度」についても各政策担当課と検討を行いました。

② 市内における看護師等又は保育士等の人材確保において本制度は有効であり、今後も両職種の安定的な確保のため、現在と同じ内容※で継続することとします。

※各制度の内容は資料4参照

③ なお、次期の検討期限は設けず、両職種の充足状況等を踏まえ、随時適切に貸付の募集件数や金額等を設定することとします。

1 4 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、教育総務課へ持参するか郵送またはファクス、電子メールなどで提出してください。

(法人又は団体の場合は、名称・住所地及び代表者を明記してください。)

1 5 意見の提出期限・公表期間

6月24日(金)～7月13日(水)

16 素案の公表場所（閉庁日・休館日を除く）

教育総務課、長寿福祉課、市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課
鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター、情報交流センター、
市ホームページ

17 提出・問合せ先

教育委員会事務局教育総務課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電 話：0244-24-5282

ファクス：0244-23-7782

電子メール：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp

介護・保育・看護学校修学費用比較表（専門学校・大学、短大）

【学 費】

項 目	介護福祉士等		保育士		看護師	
	東北保健医療専門学校2年制 (仙台市)	東日本国際大学 健康福祉学部4 年制（いわき 市）	郡山健康科学専 門学校2年制 (郡山市)	郡山短期大学幼 児教育科2年制 (郡山市)	葵会仙台看護専 門学校2年制 (仙台市)	公立宮城大学4 年制（仙台市）
入学金	100,000	100,000	100,000	220,000	300,000	564,000
授業料（前・後）	785,000	840,000	880,000	692,000	700,000	535,800
施設設備費	210,000	240,000	0	100,000	200,000	0
実習費	33,000	30,000	69,000	180,000	200,000	200,000
1年目合計	1,128,000	1,210,000	1,049,000	1,192,000	1,400,000	1,299,800
2年目以降学費等	995,000	1,080,000	949,000	972,000	1,100,000	735,800
総学費	2,123,000	4,450,000	1,998,000	2,164,000	2,500,000	3,507,200
	※2年間合計	※4年間合計	※2年間合計	※2年間合計	※2年間合計	※4年間合計

上下、同色同士での合計額の比較となります。

【修学貸付金】

項 目	日本学生機構奨学金	福島県	南相馬市		
			介護福祉士等	保育士	看護師
入学金	0	200,000	400,000	400,000	400,000
授業料	54,000	50,000	50,000	50,000	45,000
生活費	0		55,000	0	55,000
就職準備金	0	200,000	0	400,000	0
合計/通年	648,000	600,000	1,260,000	600,000	1,200,000

※ 入学金、就職準備金は含まない合計額としています。

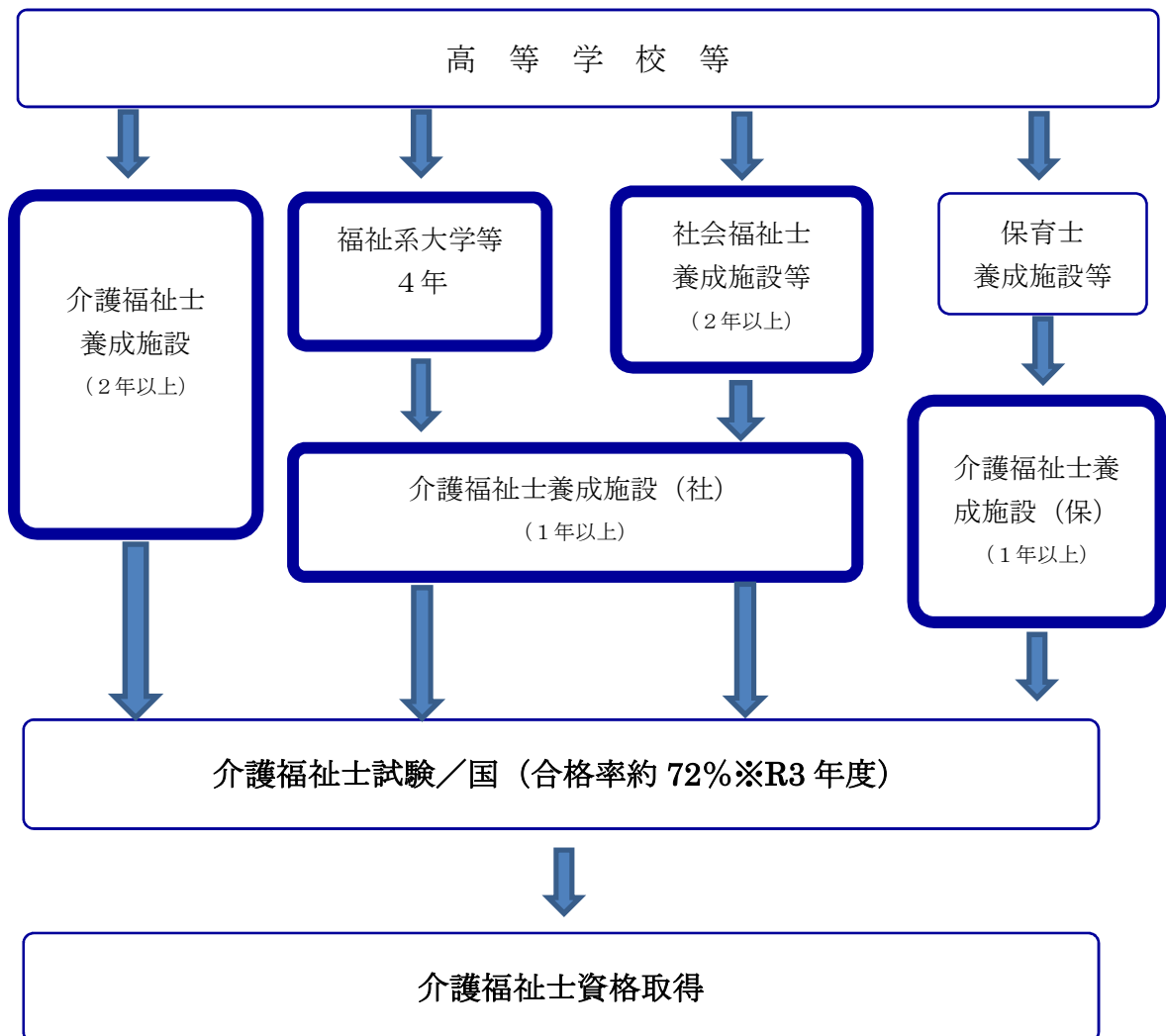
項 目	日本学生機構奨学金	福島県	南相馬市		
			介護福祉士等	保育士	看護師
修学貸与金初年度合計	648,000	800,000	1,660,000	1,000,000	1,600,000
修学貸与金総合 計（2年で修了）	1,296,000	1,600,000	2,920,000	2,000,000	2,800,000
修学貸与金総合 計（4年で修了）	2,592,000	2,800,000	5,440,000	—	5,200,000

【南相馬市みらい育成修学資金貸付制度／資格別取得ルート及び合格率】

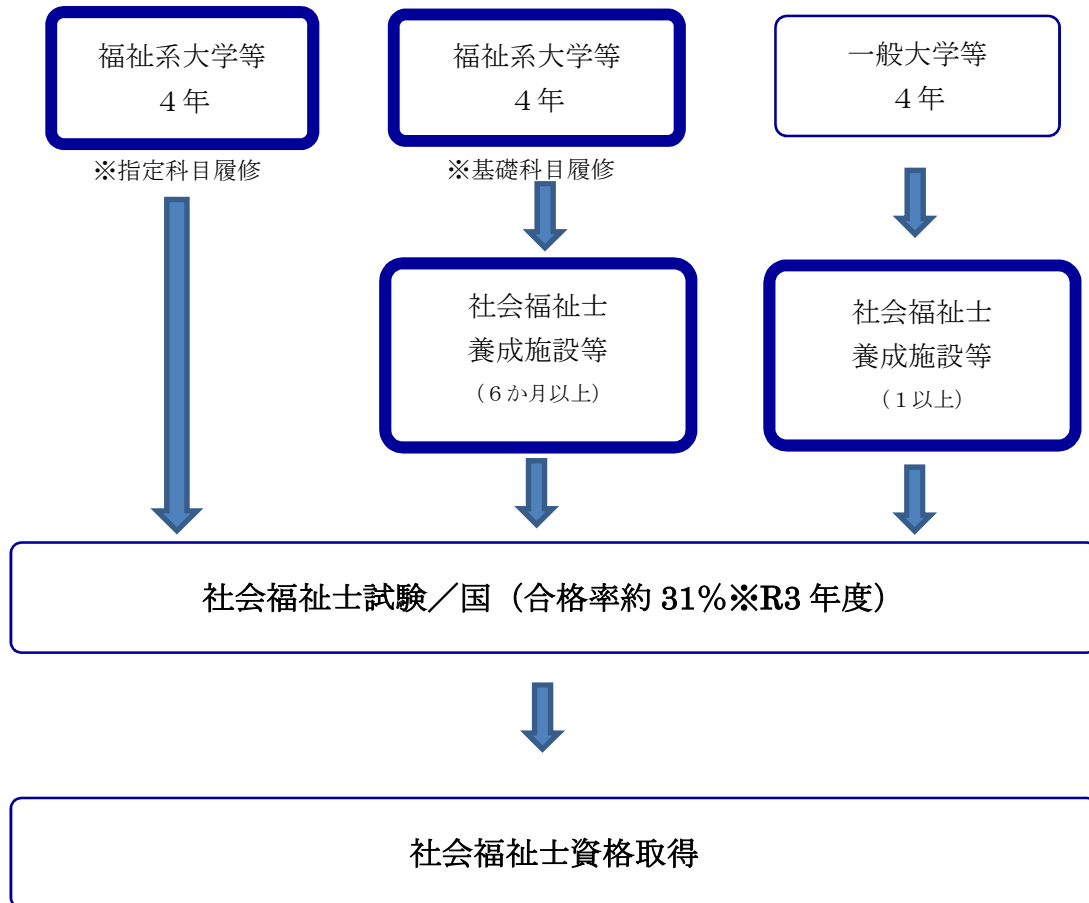
＝太枠内：みらい育成修学資金制度における貸付対象＝

1 新 設（令和4年9月条例改正）

(1) 介護福祉士

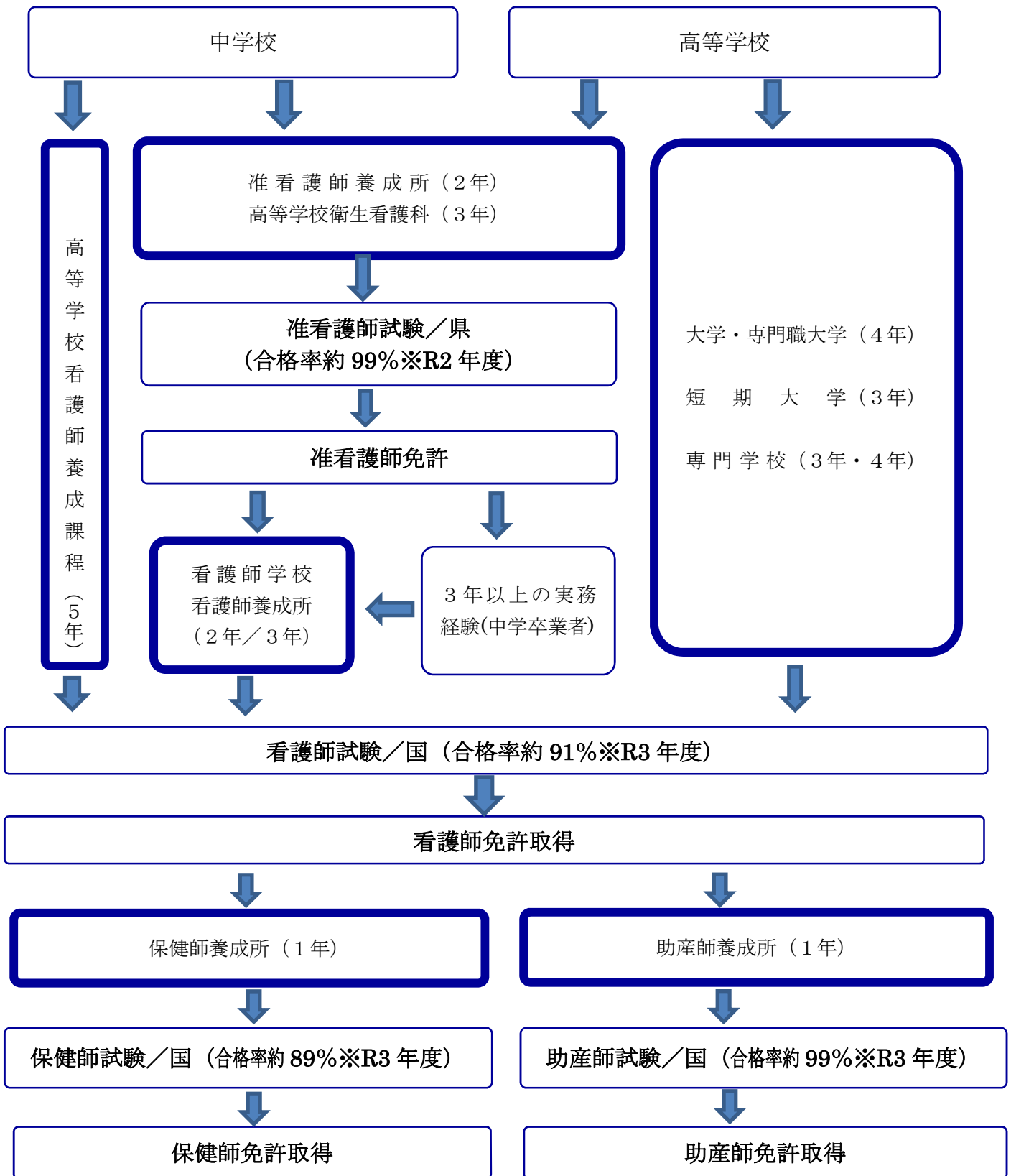


(2) 社会福祉士



2 既 存 (平成31年4月～)

(1) 看護師及び准看護師



※保健師：4年制大学の看護師養成学部・学科（すべての大学ではない）を卒業することでも受験資格が取得できる。

※助産師：4年制大学の看護師養成学部・学科のうち一部にある助産師養成課程を修了することでも受験資格が取得できる。